

# 「京都中央信金アプリ」からの 口座開設に係る特約

## 1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「京都中央信金アプリ」（以下、「アプリ」といいます）から口座開設した総合口座（普通預金）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「預金共通規定」「普通預金規定」「総合口座取引規定」（以下、「各種預金規定」といいます）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

## 2. 取引の開始

アプリからの申込みによる口座は、当金庫が口座開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、転送不要郵便で送付した「口座開設のご案内」や本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送された場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

## 3. 印章の届出

アプリからの申込みにより開設された口座の印章は、口座開設後に別途当金庫へ届け出てください。印章の届出を付ける際は、当金庫は所定の方法により本人確認等を行います。印章のお届けが完了するまでは、印章を用いたお取引はできません。

## 4. 規定等の変更

- (1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日改定)